

令和元年12月1日

障害児通所支援事業所 管理者 各位

京都市子ども若者はぐくみ局
子ども家庭支援課長
(担当：障害児支援担当 Ⅱ：746-7625)

自己評価結果等の公表の届出について

日頃は、本市の児童福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおりとしますので、適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 質の評価及び改善の内容の公表について

事業所の自己評価結果による質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）については、おおむね1年に1回以上、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが必要とされ、平成31年4月1日から、公表が本市に届出されていない場合、届出があるまでの月について、給付費の減算の対象（**所定単位数の85%を算定**）となっています。

2 提出方法等について

(1) 届出対象事業所

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

(2) 提出書類

自己評価結果等の公表に関する届出書（様式23）

※ 公表を会報等でのみ行っている場合は、公表した会報を添付してください。

(3) 提出締切日等

1年に1回以上自己評価結果等を公表し、公表のつど、届出書を提出してください。

(4) 提出先及び方法

- ・提出先：京都市子ども家庭支援課 障害児支援担当
- ・方法：メールもしくは郵送

自己評価の方法等について

1 実施方法及び様式

「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」に自己評価の流れ及びひな型が示されていますので、参考にしてください。様式は、事業所等で適宜加除修正を行って活用していただくことが可能です。

2 公表の方法

「事業所における自己評価」及び「保護者等からの事業所評価」をそれぞれ集計し、評価に基づいた改善内容や対応を付したうえで、インターネットのホームページや会報、事業所への掲示等の方法により公表してください。

3 公表の際の留意点

- 同一法人で複数の事業所を運営している場合でも、事業所ごとに集計し、改善内容や対応を付して公表してください。
- 評価内容を公表できない理由がある場合は、その旨を京都市に報告してください。
- 保護者からの評価結果について、集計してもなお個人の特定につながる場合など、公表が望ましくないと判断する場合は、インターネット上での公表を避けていただいて構いませんが、各保護者に対するフィードバックは行ってください。

4 自己評価未公表減算について

(1) 算定単位数

所定単位数の 85%を算定 (15%減算)

(2) 減算対象期間及び対象

届出がない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用児童全員について減算を適用

(3)留意点

- ・ 1年以内に開所された事業所は、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、届け出てください。
- ・ 特段の事情なく、**前回公表月の1年5か月後の15日まで**に公表の届出がない場合、減算の対象とし、給付費の請求を返戻としますので、速やかに「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」（第5号様式）を提出してください。
- ・ 減算後、15日までに公表の届出があった場合は翌月から、16日以降の場合は翌々月から減算が解除になります。
- ・ 公表を行わず、本市の指導に従わない場合は、指定の取消し等の処分を検討することとなりますのでご注意ください。